吉賀町中小企業育成資金利子補給に関する条例施行規則

（趣旨）

第１条　この規則は、吉賀町中小企業育成資金利子補給に関する条例（平成17年吉賀町条例第152号。以下「条例」という。）第９条の規定に基づき、中小企業育成資金利子補給に関し、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　条例第２条第２項の普通銀行とは山陰合同銀行六日市支店、信用金庫とは西中国信用金庫吉賀支店、政府系金融機関とは日本政策金融公庫松江支店及び浜田支店、商工組合中央金庫浜田営業所をいう。

（対象）

第３条　条例第３条第１号の店舗又は事業所を有するとは、住所を有し、営業を継続しているもので、支店又は営業所を除く。同条第３号の設備資金とは、店舗、工場、作業所、事務所の新設及び改築、機械、設備、工具、器具、営業用特殊車両の新設並びに買替えに用する資金をいう。

（支給）

第４条　補給金の均衡ある活用を図るため、新規企業を優先適用するものとする。ただし、１企業者の限度額以内であれば、再度の適用を受けることができる。

（補給額）

第５条　条例第６条の町長の定める範囲とは、支払利息の50パーセント以内の補給を行うものとする。

（申請）

第６条　条例第７条の経済団体とは吉賀町商工会をいい、申請に当たっては様式第１号により申請を行い、受付期間は、６月末日、９月末日、12月末日及び３月末日を期限として受け付ける。ただし、それぞれの月末が日曜日又は祭日の場合はその前日とする。

（補給の決定）

第７条　補給の決定がなされたら、様式第２号の決定通知をもって本人に通知するものとする。

２　補給の決定後、決定条件に変更を生じた場合は、速やかに町長にその旨を届け出るものとする。

（補給金の請求及び支払）

第８条　補給金の交付を受けようとする者は、当該会計年度末までに補給対象支払利息の支払を証する書類を添付の上、様式第３号により町長に申請するものとし、町長は、吉賀町会計事務規則（平成17年吉賀町規則第31号）によりこれを支給するものとする。